

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休みの日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 (保 險 課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)(〃)

告 示

鳥取県告示第七百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	平成四年九月十六日
岡田医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	〃
清水薬局	米子市奥谷九三五一一	〃
わくしま内科医院	鳥取市松並町一丁目二二八	平成四年九月十八日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目一四〇一三	〃
医療法人ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	平成四年九月一日
河原齒科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	〃
医療法人社団小徳齒科医院	米子市河崎一七四〇一一	〃

医療法人社団厚生館宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	〃
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一 一―二	〃

鳥取県告示第七百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 やまね内科クリニック	所 在 地 鳥取市行徳は三一七	申出の受理の年月日 平成四年九月一日
-----------------------	--------------------	-----------------------

鳥取県告示第七百六十八号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行わ

れることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社ジュンテンド	届出に係る建物の名称 ホームセンタージュンテンドー西倉吉店	届出に係る建物の所在地 倉吉市生田三四九及び三五〇
----------------------	----------------------------------	------------------------------

鳥取県告示第七百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成四年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)		ME (kcal/kg)
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社水島工場	東伯郡大栄町大字由良宿1638 大栄町農業協同組合農産資材課	①くみあい養豚用配合飼料	4.7	16.1	3.9	3.0	3.8	0.54	0.49							
		くみあい配合飼料種豚用S	4.8	15.3	3.3	3.6	4.5	0.70	0.52							
神戸市 くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字保37 大山乳業農業協同組合	くみあい混合飼料二種混合飼料粗目	4.8	9.0	3.5	1.6	1.7	0.16	0.30							
		農協のえさびゅうあシステム専用乳産72	4.7	14.6	4.4	7.7	4.7	0.80	0.46							
神戸市 全国酪農業協同組合連合会関西飼料工場	東伯郡東伯町大字保37 大山乳業農業協同組合	ニューラクベーク前期	4.7	14.1	3.1	4.6	5.0	0.71	0.49							
		全酪育成前期	4.8	19.0	2.8	5.1	6.5	0.95	0.66							
神戸市 くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字徳万558-1 東伯町農業協同組合	全酪コットソノパワー	4.7	18.5	4.2	7.7	5.8	0.84	0.56							
		全酪新チャソビオン	4.8	18.9	2.7	4.2	5.3	0.75	0.51							
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字徳万558-1 東伯町農業協同組合	農協のえさびゅうあシステム専用和牛育成用	4.7	18.0	2.9	6.5	6.9	1.11	0.59							
		くみあい二種混合飼料粗目	4.8	9.6	4.6	2.3	1.9	0.14	0.36							
神戸市 くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字徳万558-1 東伯町農業協同組合	くみあい配合飼料和牛繁殖連産1号	4.8	16.7	2.6	6.2	8.2	1.23	1.07							
		脱脂大豆	4.7	45.5	0.7	5.5	5.9	0.31	0.62							

注 1. 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第七十七号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）オノ木地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十八日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七一号

赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したの

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十八日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十二号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）今泉地区農業用排水、区画整理及び農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十八日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十三号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字明辺字徳石谷六一二の四三

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市海蔵寺字池ノ谷五三、字赤坂五五の一、五五の三

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市生山字奥山立平五三〇の三、字細谷五三二の五、五三三の四、五三三の五、字蝦谷五五九の一、五五九の四、五六二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
淀江町
- 二 事業の種類
伯耆古代の丘整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分 西伯郡淀江町大字福岡字瓶山、字向山、字山崎、字西平、字市ノ坪、字河原田、字谷ノ上、字谷ノ下、字谷川、字駒手及び字五反田地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
淀江町役場

鳥取県告示第七百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から鹿野都市計画下水道の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦

覽に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、気高都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

気高都市計画道路 三・三・一号気高青谷線（変更前三・三・一号浜村船磯海岸線）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

気高郡気高町大字浜村字新坂並びに大字八束水字魚見台、字姫路、字鶴木坂口、字鶴木坂、字屋敷、字釜ノ口、字向山、字山崎、字山崎鼻、字山崎東平、字西平山崎、字前田和田、字砂疊小清水、字小坂小

谷合、字暮橋後谷、字間谷及び字池ノ谷

変更する部分

気高郡気高町大字浜村字東浜、字西浜及び字短尾

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年九月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路 一・三・一号青谷泊線、三・四・二号相屋線（変更前三・五・一号相屋線）、三・五・一号東町線（変更前三・四・二号東町線）、三・五・二号日置川左岸線及び三・六・一号気高青谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

1 一・三・一号青谷泊線

東伯郡泊村大字園字濱山、字油免、字西川、字五反田、字西茄子、字西山崎、字嶋見、字流田、字寺田、字河本、字下尾谷、字於龜堂、字上尾谷、字尾谷及び字冬至谷、大字泊字登尾、大字筒地字登尾及び字津呑谷、大字石脇字影平、字野羅、字水口、字田越、字久塚、字寺戸、字森末、字稻荷前及び字操り並びに大字小浜字濱山、字ワラ畑、字四ノ大谷、字三ノ大谷、字池ノホヲ、字大谷、字小谷、字千速、字二ノ千速、字三ノ千速、字千速東平、字池ノ谷及び字二ノ池ノ谷

2 気高郡青谷町大字青谷字清水尻、字山もふ、字郡代部、字堂廻り、字あがき、字くとれ、字川向、字亀尻、字曲り目、字西中溝、字イタラズ、字中畦、字上寺地、字法華寺、字長畑、字梨木谷及び字コフゲ原、大字善田字澤、字平田前及び傍示ヶ崎、大字吉川字家ノ空、字岩本、字屋敷廻り、字菅田、字下向前田、字東岩本、大字井手字野上、字大官及び字清谷並びに大字長和瀬字水無瀬平、字扇谷、字上ミ水無瀬、字岩ヶ口、字出合、字前田、字宮廻り、字宮ノ前、字谷田、字垣ノ内及び字寺田

2 三・四・二号相屋線(変更前三・五・一号相屋線)
追加する部分

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬及び字水無瀬平、大字善田字土橋、大字井手字清谷及び字大官並びに大字青谷字鷺繩手、字曲り目、字西中溝及び字下寺地
変更する部分

気高郡青谷町大字井手字細通、字ヒヤケ田、字狐殺シ、字向畑及び字千龍寺免、大字青谷字梨木谷、字冬邊、字瀬崎、字飯田、字法

華寺、字上寺地、字中畦、字イタラズ、字亀尻及び字川向並びに大字善田字傍示ヶ崎、字澤及び字平田前
削除する部分

3 及び字立田並びに大字青谷字くとれ
追加する部分

3 三・五・一号東町線(変更前三・四・二号東町線)
追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字西中溝及び字久ノ沢
変更する部分

気高郡青谷町大字青谷字くとれ、字川向、字中溝、字大曲り及び字前川
削除する部分

4 三・五・二号日置川左岸線
追加する部分

4 三・五・二号日置川左岸線
追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字平田前及び字亀尻並びに大字善田字平田前及び字クドレ
追加する部分

5 三・六・一号気高青谷線
追加する部分

三 縦覧場所
気高郡青谷町大字青谷字ガアガ谷、字大塚谷、字大谷、字清水尻、字山もふ、字郡代部、字あがき、字くとれ及び字川向

三 縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課